

摂津市議会

# 議会運営委員会記録

令和4年7月20日

摂津市議会

## 議会運営委員会記録

### 1. 会議日時

令和4年7月20日（水） 午前 9時55分 開会  
午前10時40分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	香川良平	委員	増永和起
委員	西谷知美	委員	光好博幸		
議長	南野直司	副議長	三好俊範		
議員	森西 正				

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局次長 大西健一  
同局主幹兼総括主査 香山叔彦

### 1. 案件

- ・ 請願・陳情者への説明機会の付与について
- ・ 長期欠席に伴う議員報酬の減額について

(午前9時55分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は香川委員を指名します。本日の協議事項は、「請願・陳情への説明機会の付与について」及び「長期欠席に伴う議員報酬の減額について」です。

まず、請願・陳情者への説明機会の付与について協議します。

本件は、事務局より資料の説明を受けたあと、協議を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 事前にお配りした「請願・陳情者への説明機会の付与について」の資料をご覧ください。

本資料は、大阪府内32市へ調査を行い、運用状況等について取りまとめたものです。

それでは、項目に沿って説明いたします。

まず、「1. 大阪府内(32市)の状況」は、説明機会を設けている団体と設けていない団体が、それぞれ16市です。説明機会を設けている団体のうち、4市は請願のみです。

次に、「2. 北摂各市の状況」は、説明機会を設けている団体が池田市、茨木市、箕面市の3市、設けていない団体が豊中市、吹田市、高槻市の3市です。このうち、箕面市は請願のみです。

次に、「3. 説明機会を設けている団体(16市)の運用状況」について説明いたします。

「①条例等への規定の有無」は、条例や規則で規定している団体が13市、規定していない団体が3市です。

「②請願・陳情者との連絡」は、ほとんどの団体で「事務局が実施」です。

「③時間制限の有無」は、「時間制限有り」が10市で大半です。時間区分別では、「3分以内」が3市、「5分以内」が1市、「10分以内」が5市、「15分以内」が1市です。

「④出席人数の制限の有無」は、「人数制限有り」が7市、「人数制限無し」が8市です。人数制限を設けている団体は、「1人以内」が1市、「2人以内」が4市、「3人以内」が2市です。

「⑤請願・陳情者からの趣旨説明後の質疑」は、趣旨説明後に委員より請願・陳情者への質疑を行うものです。これについては、ほとんどの団体が「行っている」としています。

最後に、「4. その他の意見」は、各市の意見を集約して記載しています。説明機会を設けている団体からは、「ほぼ全ての業務を事務局職員が行っており負担が大きい」との意見があり、説明機会を設けていない団体からは、「陳情は書面で十分に内容を確認でき、請願は紹介議員が趣旨説明を行っている」との意見がありました。

以上、説明といたします。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

それでは、協議に入ります。各会派から意見ををお願いします。

西谷委員。

○西谷知美委員 説明機会の付与については、設けていけばいいと考えます。やはり紹介議員の説明だけでは、十分とは言えず、当事者目線の意見なども聞けると、説明後の質疑などもあるとより深く意義について伺うことができるので、必要だと思えます。

○村上英明委員長 次に増永委員。

○増永和起委員 日本共産党としても説明機会の付与はぜひ設けるべきだと思います。陳情もいくつも来ますけれども、その中身に関しての質問が全然できない状態で、いきなり採決するようになっていきます。けれども、やはりこれはどうなるのか、これはどういう意味かなどが聞ける場があることが、議員としても大事だなと思いますし、市民の思いを受け止めることも必要ではないかなと。もちろん、別にそういう機会を活用しませんという方々は、書面だけで結構ですし、必ずそれをやらなければいけないではなくて、そういうこともできますよという制度なので、場を確保すべきだということで、ぜひ設けるべきだと思っております。

○村上英明委員長 では次に光好委員。

○光好博幸委員 自民党・市民の会としましては、表現が適切かどうかわかりませんが、結論としては、マル、バツ、サンカクで言えば、サンカクぐらいです。発言の権利といいますか、説明の機会、それそのものを否定するものではありませんが、今まで請願・陳情について、そういった思いを抱いている団体がおられた場合、事前に各会派を回られて趣旨説明をされていた経緯もございます。もう1点は、ここに書かれているとおり、請願・陳情の対応で事務局の負担が大きいところが気になります。先ほども言いましたが否定するものではないですが、どういった形で、説明機会を設けるかを慎重に判断し、議論すべきということで、引き続き議論すべきという意見です。

○村上英明委員長 では香川副委員長。

○香川良平委員 大阪維新の会としては、説明機会の付与についてマルの方向で議論すればいいのではないかと考えます。き

よう、結論を決めることではないですが、先ほどの光好委員の意見と重複するんですが、事務局職員の負担がふえるということはちょっとどうなのかと思えますし、説明したい団体にどうアプローチするのかなというの、今後は詰めていかないといけないと思えますので、マルの方向で議論を進めていったらいいと考えます。

○村上英明委員長 公明党としては、その他の意見にもあるように、説明機会を設けている団体から事務局負担が大きいとあり、またその一方では、この陳情等について、発言の自由というか、説明の機会を設けてもいいのではないかと、といった意見もあります。まだ完全に整理するのがどうかということもあり、基本的には説明の機会を設けてもいいとして検討してはどうか、ということでした。

きょうは、資料を作っていたあと1週間足らずということもあり、その説明の機会を設けることも全委員一致ではない部分もあるので、委員会でこういった意見が出たということ、一度持ち帰りいただいて、改めて次の議会運営委員会においては、一定の方向性を見出していきたいと思いますが、各委員の皆さまはそれでいかがでしょうか。

光好委員。

○光好博幸委員 質問ですが、持ち帰ってもうちは今のところはサンカクなので、例えば実施するならこうするとか、具体的なところまで詰めて持ってくるという理解でいいでしょうか。それ以外でも意見がありました事務局の負担について、軽減できるのであれば、こうですよということ、会派で協議するのでしょうか。

○村上英明委員長 内容的には、例えばやるとするならばの話ですが、出席の人数や

発言の時間を今後の協議事項にしていかないといけないかと思えます。例えば、こういう条件であれば、説明機会を設けてもいいのではないかと、というのも含めて、意見を賜ればと思っています。

暫時休憩します。

(午前10時 7分 休憩)

(午前10時16分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは、先ほど各委員から意見があり、今後の進め方という中で、事務局からフローのような資料を作っていただき、その資料を基に各会派で再度協議していただいて、次の議会運営委員会の中で各委員から、意見を賜りたいと思えますが、それによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 その形で集約をさせていただきます。

では、次に長期欠席に伴う議員報酬の減額について、協議をします。

本件についても、事務局より資料の説明を受けたあと、協議を行います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 事前にお配りしました「長期欠席等による議員報酬の支給停止・減額について」の資料をご覧ください。

本資料は、町村を除く大阪府内の状況を取りまとめたものです。

議員報酬の支給停止・減額につきましては、「長期欠席によるもの」と「刑事事件に係る身体的拘束、逮捕勾留等によるもの」の2種類です。そのうち、長期欠席による議員報酬の減額について条例で規定しているのは、8市です。また、摂津市を除く2市が、条例改正を検討中でした。

なお、資料に記載していませんが、長期欠席による報酬減額を規定していない22市のうち、数団体においては、協議を行ったうえで、規定を設けない判断をしたとのことでした。

以上、説明といたします。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

それでは、協議に入ります。各会派から意見をお願いします。

光好委員。

○光好博幸委員 自民党・市民の会としては、議論が深まっていないこともありますが、先ほど同様サンカクです。現時点で摂津市において、議員報酬の支給停止あるいは減額という事案が発生してないので、目的じゃないですけど、そのあたりが気になったのが1点と、大前提として東京都の話がありましたが、議員として倫理観を持って行動すべきじゃないかという議論にまで至ったので、そういう意味からすると、文章に必ずしも残す必要があるのかという点です。またそのものを否定するものではないですが、作るのであれば、慎重に中身について議論して進めるところで、説明も受けていませんので、現時点ではサンカクです。

以上です。

○村上英明委員長 増永委員。

○増永和起委員 日本共産党としては、ただ単に休んだから減額ではなく、提案される大阪維新の会の趣旨は、ずる休みというか正当な理由がない中での欠席に対する話だったと思います。そのことについて条例を設けることに反対するわけではないですが、どういうことが正当じゃない休みだと見なすのか、どこまで条例に書ききれぬのが難しいと思います。摂津市の会議規則でも公務、疾病、育児、介護、看護、

配偶者の出産補助その他、ということが欠席できる理由として書かれている中、このときは条例でどうするのか、細かく規定を設けるのか、また議長が認めるときがありますが、この前も言いましたが議長が判断をすることが、様々な場面で必ずしも正確な判断になるのか。生活もある中、議員報酬削減って非常に大きいものだと思います。条例ができてしまうと条例がひとり歩きしてしまうから、どれだけきちんと配慮したものが作れるのか、提案会派の意見をしっかり聞いて、簡単に作るのは難しいと思っています。作ることがいけないというよりも、ハードルが色々すごく高いと思い、そういうことがクリアしていけるか、達成できるかどうかかなという話をしてきました。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 民主市民連合としては、賛成です。先日は議長判断みたいになっていましたが、条例化するときに審査会を設けるという形をとって、このような事例も当然これだったら許されるだろうというような、病気や冠婚葬祭、育児、介護等、今の時点で想像し得ることは入れ、想像し得る以外の条件のときは、審査会で審議してというのが一定の条件といいますか。長期欠席ではないですが、別件で話題になっている国会議員もいるので、そういうことも配慮したら、やはりこういった決定も市民に対してのメッセージになると思うので、ある一定の市民の理解を得られる内容であれば、報酬の減額・停止等が行える条例を作ってもいいというのが意見です。

○村上英明委員長 公明党ですが、総論的に否定というか反対するものではないです。光好委員からもありましたが、過去に病気のような具体的な理由で欠席した議

員はいますが、それ以外の理由での欠席等が、記憶にはなかったもので、そのことと摂津市議会の議員を見れば、この条例を作るのはどうなのかという面もあるので、議員サイドの削減の条例関係については、まだ様々な議論をする観点があるという意見がありました。

提案されておられました香川副委員長。  
○香川良平委員 大阪維新の会としては、提案者でありますのでもちろん賛成です。今後やるのであれば、詳細部分を詰めていけばいいと思います。先ほどより出ていた摂津市議会議員でこの条例があった場合、支給停止や減額になった事例がないという話がありましたが、前例がないからこのままでいいのではないかなというように聞こえたのですが、東京都の例を出すのですが、ああいった議員がいた場合、長期の欠席があったから東京都も大阪市も条例が今回できたわけです。実際に長期欠席された場合に、条例ができてないから、報酬は満額払っているというのは市民感情的にも理解されにくいのかなと。前例の有無に関係なく、制度をしっかりと設けて、報酬の減額をできるようなシステムを作っておくべきかと私は思います。詳細部分はまだまだ全然詰めていないので、今後やっていく方向で様々な議論を重ねていただきたいと考えています。

以上です。

○村上英明委員長 各委員から、中身をもっと協議して条例を作るのかの判断も必要だろうという意見もありましたので、この件については、各委員からこういった意見が出たということを、再度、会派に持ち帰っていただき、改めて協議をしたいと思います。提案の香川副委員長、いかがでしょうか。

○香川良平委員 持って帰って、次は何をするのか、そこが疑問です。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

それでは様々な委員からの意見もありましたので、提案会派から、再度、検討することを含め、資料作りをしていただけるので、概ね、次の議会運営委員会開催の1週間くらい前を目途に、資料提供していただきたい。その提供していただいた資料を基に各会派で再度、検討をお願いしたいと思いますが、皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、そのように進めさせていただきますと思います。

本委員会を閉会いたします。

(午前10時40分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 香川良平